

## 令和7年度第2回文京区児童福祉審議会 会議録

日時 令和8年1月20日（火）午後6時30分から午後8時30分まで  
場所 文京区議会第二委員会室（シビックセンター24階）

### 1 開 会

### 2 報告事項

- (1) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施に伴う児童福祉審議会所掌事項の追加について 【資料第1号】
- (2) 児童福祉法改正に伴う被措置児童等虐待の対象拡大について 【資料第2号】
- (3) 令和7年度各部会の開催状況について 【資料第3～6号】
- (4) 令和7年度文京区児童相談所に係る運営状況について 【資料第7号】
- (5) 文京区子どもの意見表明等支援事業の実施について 【資料第8号】

### 3 閉 会

#### <文京区児童福祉審議会委員>

##### 出席者

遠藤 利彦 委員長、稲垣 美加子 委員、片倉 昭子 委員、川松 亮 委員、佐賀 豪 委員、菅原 淳史 委員、高櫻 綾子 委員、古川 大輔 委員、古川 岳史 委員、松田 雄年 委員、山崎 裕之 委員、横堀 昌子 委員

##### Zoom 参加者

藤岡 孝志 副委員長、上鹿渡 和宏 委員、三崎 高治 委員

##### 欠席者

古山 佳子 委員

#### <区関係者>

##### 出席者

多田子ども家庭部長、栗山児童相談所長（児童相談担当部長）鈴木子育て支援課長、足立子ども施設担当課長、大戸子ども家庭支援センター所長、佐藤児童相談所副所長（児童相談課長）、新納児童相談援助担当課長

#### <傍聴者>

1名

**子育て支援課長：**令和7年度第2回文京区児童福祉審議会を開催いたします。本日は、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は児童福祉審議会事務局を担当いたします、子ども家庭部子育て支援課長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

開催に当たりまして、本審議会の議事録を作成するため、録音をさせていただきますので、あらかじめご了承くださいと思います。

また、本審議会は、「文京区児童福祉審議会条例施行規則」第2条に基づき、原則公開といたします。現時点では、傍聴者0人でございます。

初めに会議の出席状況について、ご連絡いたします。藤岡副委員長、上鹿渡委員、三崎委員以上3名がオンライン出席で、古山委員以上1名が欠席となります。

「文京区児童福祉審議会条例」第7条により、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、本日の出席委員は委員16人中、15名のため過半数以上の参加ということで、成立となっております。

次に会議資料の確認をさせていただきます。事前に郵送でお配りさせていただきました「次第」、「資料第1号」から「資料第8号」まで、参考資料は「参考資料1」から「参考資料6」まで、それから席上に配付をさせていただきましたのが「座席表」、「参考資料1」が差し替えとなっております。名簿で山崎委員の役職に変更がございましたため、席上の「参考資料1」に差し替えをお願いいたします。

本日、資料等お持ちでない方いらっしゃいましたら事務局が資料をお届けいたしますので挙手をお願いできますでしょうか。

最後に、ご発言される際は、会場のお越しの皆様にはお願いがあります。ご発言の際にはお手元のマイクを押していただくと赤いランプがつきます。ご発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押して、赤いボタンが消えるまでお切りいただきますようお願いいたします。ご発言をされる際は、初めに所属の団体とお名前をおっしゃってからご発言をいただきますようお願いいたします。オンラインの方は、ご発言する際に手を挙げるボタンがありますので、挙げていただければ、委員長から振らせていただきますので、合図をお願いいたします。

それでは、これより議事の進行を遠藤委員長をお願いいたします。

**遠藤委員長：**皆さんこんばんは。本日大変お寒い中、ご参加いただきましたことを心よりお礼を申し上げます。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。

会議時間につきましては、20時30分閉会を予定しておりますので皆様、進行にご協力をお願いいたします。

まず、「資料第1号」についてです。事務局のほうからご説明をお願いいたします。

**子育て支援課長：**乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度の実施に伴う児童福祉審議会所掌事項の追加についてでございます。

まず1番の概要でございますが、こども誰でも通園制度は親の就労状況にかかわらず通園できる制度で、本年の4月から全国で実施されます。

本事業を実施する事業者の認可に当たっては、児童福祉法に基づきまして、本審議会の意見を聴く必要がございますため、保育部会の所掌事項に追加をさせていただくものでございます。

2番の根拠法令は、(1)児童福祉法、それから(2)文京区誰でも通園制度の設備

及び運営の基準に関する条例が根拠法令となっております。

事業の種類がこども誰でも通園制度2つございまして、(1)が一般型で定員を別に設けて、在籍園児と合同または専用室で行うもの、これが一般型でございます。(2)が保育所等の空き枠を活用して行う余裕活用型、この2種類がございます。

保育部会で審査していただく主な内容は、4の(1)から(5)のとおりでございます。(1)必要な経済的基礎があることや(2)学校に社会的信望を有すること等を審査していただくこととなります。

5番、認可予定施設については記載のとおりでございます。

最後に6番、スケジュールでございます。誰でも通園制度の実施に伴う所掌事項を保育部会に追加をさせていただきますと、今年の3月に開催を予定しておりまして、そこで意見聴取、実施事業者の認可を予定しております。4月に本格実施という運びとなっております。「資料第1号」につきましては説明以上でございます。

**遠藤委員長：**事務局より、「資料第1号」についてご説明いただきました。ご報告いただいた内容につきまして、ご質問等ございましたら、会場にいらっしゃる委員の方、そしてオンラインでご出席の委員の方の順でご発言をお願いいたします。

これからということでございますけれども、何かご質問、あるいはご意見等ございましたら、ぜひご提示いただければと思います。

**佐賀委員：**質問的な話になるのですが、確か保育園の所属がない子どもの家庭も保育園を利用できるような制度で理解しているのですけれども、通常の保育園、幼稚園等々のスケジュールよりかは少し違うノウハウも必要になってくるというイメージを持ちながらこの制度を見ていたのですけれども、この審査内容の1から5の項目があるのですが、どのような項目でチェックするのか、審議会の追加事項と制度自体の運用について質問させていただきました。

**子ども施設担当課長：**子ども施設担当課長の足立と申します。

本件、こちらの資料に記載の審査内容は、基本的に法定の審査内容になっております。

ご指摘のとおり、通常の保育とは違った預かり方となる意味での難しさ、またスキルといった面において保育士さんの負担というのは相当程度あるものと区としても認識してございます。その部分について本区では、今年度、また昨年度、未就園児定期預かり事業という独自事業のスタイルで、実施をしているところであり、そちらのほうの知見も踏まえまして、実際の体制がしっかりと整えられているかというのは実質的には区のほうでも見ていきますので、児童福祉審議会においてはその辺もしっかり見ているという前提の基にご審議いただくことを想定しております。

**遠藤委員長：**ありがとうございます。他にいかがでございましょうか。

**山崎委員：**新しい子どもが保育園に入って、確か保育園というのは定員に対して面積が決まっていると思います。

もし基準が足りていない保育園に対しては、そういった子どもを通わせないということになるのでしょうか。

**子ども施設担当課長：**今ご指摘いただいた内容が、資料上の審議事項でいきますと、この

条例に定める設備及び運営の基準を満たしているという部分が、該当する部分になりまして、ご指摘のとおり1人当たり3.3平米といった面積基準がございます。こちらのほうをしっかりと満たしているというのを確認します。

なお、補足的に申し上げますと、いわゆる余裕活用型につきましてはあくまで定員に空きがある場合に埋めていくという形になるので、定員いっぱいまで預かっても面積基準をクリアする状況というのは、基本的には備わっているという前提になっております。

一方で、一般型は定員を別に設けますので、お預かりしようとしている定員を超えてさらにお預かりする形になり、その部分についてはさらに、必要な面積基準を満たさないと箱として収まらないという形になりますので、もし一般型でやられる場合についてはそこを当然ながらクリアしていただくこととなります。

**遠藤委員長：**ありがとうございます。よろしく申し上げます。

**古川（岳）委員：**通常の保育と違って、通園の頻度などにばらつきがあると思うのですが、食物アレルギーやそういうリスクが通常通っている子どもと変わってくると思います。事前の入園前チェックなど安全の担保の予定はあるのでしょうか。

**子ども施設担当課長：**基本的に入園前健診のようなものは、制度上は想定されておられません。必ず面談が義務化されております。その場でご両親と配慮すべき事項、それは職員もそうですし、その他園生活を行う上で必要な事項というのを確認していく形となります。

**古川（岳）委員：**アレルギーに関して、例えば通常の登園ですとアレルギー指示書なるものを医師の診断の基に出すと思うのですが、今回に関してはそのようなものの適用は想定されているのでしょうか。

それとも、アレルギーがある子には昼食を出さないなど、そういう対応を考えているのでしょうか。

**子ども施設担当課長：**給食の提供そのものについても各園判断という形になりますが、仮に給食が提供される場合について、例えば離乳食でいくと刻み等については在園児に出している同じもので大丈夫であればお出しするというルールでやっている園もあります。アレルギー児については、通常保育と同様の扱いで指示書等をいただくといった取り扱いになると考えております。

**高櫻委員：**この制度を実施するという事はやはり現場の先生方の負担というものがかなり大きいと思います。

その中で私立保育園などには、公立保育園の園長先生を経験された方々が、訪問されてフォローアップをされていると思うのですが、この事業を始めるに当たって、そのようなフォローアップ体制をこの事業の中にも入れていただけるということになるのでしょうか。

**子ども施設担当課長：**基本的には各園が実施する事業になりますので、当然その辺についても一緒に見ていくという形になります。

高櫻委員：そのほうが安心感があると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

遠藤委員長：他にもいかがでございましょうか。

佐賀委員：今度は児童相談所にお伺いいたします。28条の申し立てなどをして、子どもの見守り体制が確保され、28条がなかなか裁判所に認めないときに見守り体制がしっかりと確保できれば子どもを返しますということが裁判であったりします。そして、保育園などの見守り体制が整うまでは、一時保護を続けるということをよくしているのですが、こども誰でも通園制度ですと、すぐに保育園の通園ができ、見守り体制ができるという評価をしていくのかどうかをお聞きしたいです。

児童相談所長：一時保護の長期化という問題もあって、いわゆる学齢児においては通学の支援を文京児相は積極的に取り組んでおります。

幼児につきましても、入学前にお預かりしている子を集団の生活からある意味一時保護によって奪ってしまうということは大きなハンディに繋がるということを考えているので、今、例的な取り組みとして、開所して間もない児相ではございますが、区の協力もいただきながら、いわゆる一時保育という形で集団生活も経験できる機会の提供を行っています。これからも、様々な事情のある児童をお預かりすることになるので、今後とも考えていきたい思います。

大前提にあるのは、保護者の了解をいただくことになりますので、また、保育園にご迷惑もかけられない状況もあるので、慎重にケースバイケースで考えていきたいと考えております。

遠藤委員長：ご説明ありがとうございました。

いろいろと課題があることを指摘されているところでもありまして、さらには開始して初めて分かってくるようなこともあるかと思えます。

3月に保育部会が予定されておりますので、そこで何か意見が出てきましたら、こちらの会でご報告させていただきたいと思っております。

それでは次の報告事項に移りたいと思います。

事務局より、「資料第2号」についてご説明をお願いいたします。

子育て支援課長：資料第2号「児童福祉法改正に伴う被措置児童等虐待の対象拡大について」ご説明をさせていただきます。

こちらの内容につきましては、すでに子どもの権利擁護部会でもご説明をさせていただいた内容となっております。

1番の制度の現状及び背景でございまして。近年、保育所等での虐待や不適切な対応の事案というのが相次いでいる中で、子どもや保護者が安心して保育所等を利用できる環境づくりというのが課題となっております。こうした状況を受けまして、昨年10月に改正児童福祉法が施行されまして、保育所等の職員による虐待に関する通報義務などが新たに位置付けられたというところでございまして。

2番の主な改正内容でございまして。今回の改正は、記載の(1)から(3)の内容について、一時保護所等で課されていたものでございましてけれども、新たに保育所等でも課されるものになります。

(1) 虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務、それから(2) 児童相談

所設置市が事実確認や児童の安全な生活環境を確保するための必要な措置を講ずること、  
(3) その措置について、児童福祉審議会が意見を述べる仕組みを整えた点が柱となっております。

3番、対象となる施設事業の範囲が広がっております。こちらは別紙をご覧くださいればと思います。子ども権利擁護部会でも説明したのですが、委員から、このような一覧表を付けたほうがよいというご提案をいただきましたので、今回親会では付けさせていただきます。

全部でN0.1から24まで施設・事業がございますけれども、従来はN0.1から12の児童養護施設や里親、一時保護施設等の12種類の施設・事業に加えて、保護者と離れた環境で保育や居場所の提供を行う場として、N0.13から24の保育所や認可外保育施設、児童館などが新たな対象となりまして、合計で24種類、全部で419施設・事業でございます。

お戻りいただきまして、最後4番、児童福祉福祉審議会の対応でございます。現在、児童養護施設の職員や里親等による虐待に関しまして、区が講じた措置については、子どもの権利擁護部会で報告を受け、必要な意見を述べていただくこととなっております。

今後は、今回追加された施設や事業についても同様に報告を受け、児童福祉審議会の子どもの権利擁護部会でご意見をちょうだいする形となっております。

説明は以上でございます。

**遠藤委員長：**ありがとうございます。ただいま事務局のから、「資料第2号」についてご説明いただきましたが、ご報告いただいた内容につきまして、ご質問やご意見等ございましたら、会場にいらっしゃる委員の皆様、そしてオンラインでご出席の委員の皆様の順番でご発言をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

**川松委員：**新しい取り組みについて、子どもの権利擁護部会で所管されるということですが、けれども、保育園の数が多く、学童保育や児童館が入ってきて数が多いです。

保育や学童保育、児童館等の専門的な知見が必要になってくるかと思いますが、子ども権利擁護部会で所管されるということです。保育部会は、保育の認可という観点で委員の皆さんが検討されているので、保育部会も必ずしもぴたっと合わないかもしれないのですけれども、子どもの権利擁護部会も必ずしもぴたっと合わないかと思います。母子生活支援施設と児童自立生活援助事業等は子どもの権利擁護部会が適切だと思えますけれども、その他の事業所については、本来は別途、そのための専門の部会が設けられるべきかと思えます。

自治体によって対応の仕方がいろいろですけれども、今回新たな部会を設けられる自治体もあります。

一方で、子どもの権利擁護部会で対応しているところもあれば、保育部会で対応しているところもあるのですけれども、子どもの権利擁護部会で対応する場合に、保育や学童保育、児童館等の専門性をお持ちの委員を増員されることなど、そのようなことも考えられると思います。

幅広くなりますので、今後の方向性として今すぐではなく、子どもの権利擁護部会の増員や、あるいはこのための別途専門部会を設けるなど、検討していかれるとよいのではないかと思いますので、お考えを伺いたいということと、あと幼稚園はどうされるのかも伺いたいと思います。

**子育て支援課長：**ご提案ありがとうございます。

この件について子どもの権利擁護部会が明日行われますけれども、年度内にもう一度ぐらい、4回から5回ぐらいの部会になります。

今回、昨年10月の改正で合計419施設・事業になりましたので、この後出てきますが、すでに虐待の疑いがあるのではないかなというような報告も何件か受けている状況でございます。

今後も増える可能性もありますし、委員からのご提案がありましたけれども、他の自治体によっては、別の部会を設けている自治体もありますので、先行自治体の事例も含めて、例えば子どもの権利擁護部会を2つに分けるなどといった検討させていただきたいと思っております。

現時点では、子どもの権利擁護部会で419施設・事業の対応を考えておりますが、今後の状況によって、ご提案のとおり子どもの権利擁護部会を2つに分けることや、また違う部会で対応するなど考えていきたいと思っております。

幼稚園につきましては、別紙の米印にその他の法律で幼保連携型認定子ども園や幼稚園なども通報義務が課されております。区立については、東京都で対応して参ります。私立幼稚園等は、報告先については東京都が設置する報告先を活用予定としておりますが、来年度市区町村におりてきます。

**佐賀委員：**保育園の事故等に関していろいろな種類があるのですけれども、例えば刑事事件化した性被害のような事態があったときも、やはり被措置児童等虐待ということで、子どもの権利擁護部会の検討だけで足りるとお考えなのか、通常、保育園の事故と刑事事件、マスコミ対応などがあった場合は、重大事態調査のようなことをこれまでもやられておりましたが、そういった対応も必要になってくる案件だとしても、被措置児童等虐待のスキームの中だけで処理するというところで子どもの権利擁護部会に報告して終了であると考えているかどうか、実は他区でもこのような意見を少し検討はさせていただいて、そういうわけにいかないかと思っております。

そういったときにどこで検討するのか、死亡事例等検証の部会で行うのか、それとも別に検討する委員会を立ち上げるといったことは少し検討しておいていただいたほうがいいかと思いましたがいかがでしょうか。

**子育て支援課長：**ご意見ありがとうございます。

基本的な事案については、まず子どもの権利擁護部会で受け止めようかと思っておりますのでけれども、その事例によって事務局のほうでも判断をさせていただくのと、委員長や各部長とも協議をしながら、その辺りは振り分けたいと思っております。

この後、児童虐待死亡事例等検証部の開催状況、それからこういったものが死亡事例で検証するのかなという基準も設けておりますので、それはまた後程ご説明いたしますが、その事例にふさわしい部会のほうで適切な処理を行っていきたいと考えております。

**稲垣委員：**今の議論は佐賀委員もおっしゃったように、各自治体で検討や議論が進んでいるところなのですが、私は基本的には権利擁護という観点、場所を選ばず、区として検討すべきだと思っております。

ただ、場の特性やそこで働く職員の特性によって検討すべき事案が変わり、またそこで起きた事故の深刻度によって、検討のレベルが変わってくるということはあるかと思

います。

実際に、国のガイドラインも被措置児童等虐待のガイドラインと、保育所等のガイドラインの2つのガイドラインが出ていますので、ベーシックなところは子どもの権利擁護部会で検討し、区のほうからもご提案があったようにサービス提供時に起きる事案についても、どのように守っていくのかというところの基本は同じです。

しかし、先ほどから各委員がおっしゃっているようにサービス特性等によって、検討や焦点を当てるべきところが異なるのであれば、それは分けていく必要があると思います。

さらに、佐賀委員がご指摘になったのは事案の深刻性ですけれども、これは当然のことながらどこの部会で発生しても、大きな事件・事故であれば取り扱いの仕方を変えることは必要だと思えます。

内容にもよりますが、とにかく件数が増えるので、子どもの意見表明の対応も含めていくと、部会の開催頻度もかなり違うかとも思いますので、人員配置の見直しを切にお願いしておきたいと思えます。

**遠藤委員長：**大変貴重なご意見ありがとうございます。他にもいかがでございましょうか。

小さな拡大ではなく、非常に大きい拡大ということで、やはりのどの部会でということもあるかもしれませんが、それ以上にその体制そのものをどれぐらい柔軟にその事例に合わせて、組み替えていけるかということも含めて、多分検討というのも今後必要になってくるように思いますので、ぜひその辺りも今後ご検討いただければと願うところでございます。

それでは、よろしいでしょうか。

続いて次の報告事項に移りたいと思えます。

事務局から、「資料第3号」から「資料第6号」までについて、ご説明をお願いいたします。

**子育て支援課長：**それでは、「資料第3号」から「資料第6号」まで、一括でご説明をさせていただきます。

まず、「資料第3号」をご覧ください。

令和7年度、子どもの権利擁護部会の開催状況でございまして。この先も所掌事項がそれぞれありますが、所掌事項は第1回目の本審議会でご説明させていただいておりますので、割愛をさせていただきます。

「資料第3号」のまず2番の開催状況でございましてけれども、開催回数は3回です。

(2) 諮問件数でございましてけれども、アの児童または保護者の意向と一致しない事例、今回の子どもの権利擁護部会ですと保護者の意向と一致しない事例が4件となります。イ及びウについては0件となっております。

(3) 被措置児童等虐待の状況報告について、受理をした件数は5件でございまして、現在鋭意調査中のため表の下の方の1つ目の米印にありますけれども、この受理の5件のうち、1件は調査ができておりますので明日に開催する子どもの権利擁護部会で報告予定でございまして。

(4) 一時保護等の実施状況についても、本部会で報告をしたところでございまして。

(5) 児童からの申し立て事例が0件、(6) その他の報告事項につきましては、本部会の報告書に記載のとおりとなっております。

続きまして、「資料第4号」をご覧ください。

令和7年度、里親部会の開催状況でございます。2番の開催状況は、開催回数1回でございます。

(2) 諮問事項として、アの里親の認定につきましては、1つ目の米印にもございますとおり、1組が養子縁組里親と養育里親を二重で認定されたため、登録を1件ずつ計上しております。イの里親への登録の更新または継続等に関する事項は0件でございます。

(3) その他里親登録更新件数等の報告をさせていただきます。

続きまして「資料第5号」をご覧ください。

令和7年度の保育部会の開催状況でございます。こちらについては所掌事項(1)から(4)でございますが、「資料第1号」でも報告させていただきましたことも誰でも通園制度の実施に伴う事項についても、この資料には記載がありませんが、(5)として加わることになります。

開催回数は0回ですが、年度内に1回実施をする予定でございます。

最後に、「資料第6-1号」と「資料第6-2号」をご覧ください。

まず、「資料第6-1号」からでございます。児童虐待死亡事例等検証部会の開催状況でございます。開催回数は1回となっております。開催内容は2つございます。

まずは、アの審議事項について本部会で、こういった内容を検証するのかその実施基準について、協議をさせていただきますと決めたところでございます。

1枚おめくりいただきまして「資料6-2号」をご覧ください。

本区で子どもの死亡事例や生命の危機がある重篤事例が発生した場合に、本部会で検証の要否を判断する際の指標となる「検証実施基準」を作成いたしました。

本基準につきましては、事例における虐待の可能性の程度を5つのカテゴリーに分類をいたしまして、それぞれのカテゴリーに応じて詳細や検証の要否を記載しております。

虐待またはその可能性が高いものを、上から順に「確実」、「高」、それから「中」、この3つの事例発生した場合については、即時検証といたします。

下から2つ目の「低」、虐待を否定できない事例につきましては、翌年度に選定をいたしまして、表の下に米印がありますが、再発防止策の余地がある場合は、警察の捜査や裁判の状況等を総合的に考慮した上で、検証を実施いたします。

表の一番下、虐待の可能性が否定される「なし」の事例につきましては、検証不要といたします。

1枚おめくりいただきまして、開催内容のイについてです。記載のとおり、虐待ではない、事故による死亡事例について報告を受け、今後の事故防止策の助言等をいただいたところでございます。

4部会の開催状況につきましては説明以上でございます。

**遠藤委員長：**まとめて「資料第3号」から「資料第6号」について、ご説明いただきました。各部長から、今の説明に関して補足あるいはご感想等がございましたら、ぜひご発言をお願いしたいと思います。

それではまず、藤岡副委員長から子どもの権利擁護部会について、資料の補足や部会のご感想ございましたらお願いいたたく存じます。

**藤岡副委員長：**子どもの権利擁護部会長の藤岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

部会の委員の皆様方も毎回、長い時間丁寧にご審議いただきまして本当にありがとうございます。

この部会は先ほどご報告がございましたが、基本的に 28 条適用の適否ということを中心たる検討課題にももちろんしておりますが、それだけではなく、毎回ケースの見通しなどあるいは、見相での判断に至った根拠について丁寧に議論いただいております。

特に私はいろいろと部会に出させてもらっているのですが、本部会はケースそのもの見通しといたしますか、今後このケースはどのように展開するかということについて、非常に丁寧に委員の方々がご議論いただいていると思って進行させていただいております。

それからご報告がございましたが、諮問事例の経過報告というところでも必要に応じてではあると思うのですが、丁寧に報告いただいております、その辺り非常に文京区らしい展開をしていることを感じているところでございます。

以上、補足でございました。

**遠藤委員長：**ありがとうございます。

それでは横堀委員から、里親部会について資料の補足や部会のご感想等をご発言いただければと存じます。

よろしく願いいたします。

**横堀委員：**里親部会長の横堀でございます。

8月に第1回の里親部会が委員の皆様のお力をお借りして行われましたのでコメントをさせていただきます。

先ほど「資料第4号」に沿い、開催状況については事務局からご報告をいただいております。

部会での審議に当たりましては、里親申請者が社会的養護を必要とする子どもの受託を希望するに至った動機や子どもの養育についての考え方、家庭の生活状況などについて詳細を確認させていただきました。

その上で、子どもが委託される際の留意点や、必要と思われる支援の要点などについても意見交換いたしました。

それらの協議の後、必要に応じて附帯事項としてのコメントを附した上で、今回は諮問案件につきましては、すべて適格という審議結果を答申しております。

ご存じのように、里親制度は地域で独立して生活するご家庭に、社会的養護を必要とする子どもを託す制度でございます。ですので、里親の適否を答申することのみが重要というわけではございません。児童相談所、フォスターリング機関を含む支援者、それから社会資源との協働をチーム養育として展開していくプロセスが肝要となって参ります。

中でも、子どもを迎える家庭における子どもの理解や養育力の確保、そして、委託後の支援がどう成立するかというあたりも大変重要になってきます。

そうした里親制度に関する支援のプロセスを確実に展開していくことが、今後も求められると考えております。

そこで、所属部会でも社会的養護を必要とする子どもの養育に適切な理解を持って臨んでくださる里親家庭を認定し、増やしていけるよう、そして委託後、委託候補児童と家庭のマッチングの幅が広がるためにも数としても里親家庭が増えていくように、区や委員の方々とともに、丁寧に検討できたらと考えております。

里親部会の開催状況を踏まえての内容面での報告の補足と所感は以上です。

どうもありがとうございます。

**遠藤委員長：**ありがとうございました。

それでは引き続き、川松委員から児童虐待死亡事例等検証部会について、補足そして部会のご感想等をご発言いただければと存じます。

よろしく願いいたします。

**川松委員：**児童虐待死亡事例等検証部会は1回開催しております。

文京区での「検証実施基準」を区のご提案を受けまして、議論させていただきました。先ほどご説明がありましたように、「資料第6-2号」の内容で今後検討を進めていくということになりました。

他の自治体と比較しますと、即時検証する対象が幅広くなっておりますので、そういう意味では文京区は積極的な姿勢で臨んでおられると捉えることができると思います。

それで、直近で起こっております事故による死亡事例について報告を受けました。内容については個人が特定される恐れがありますので、この場では触れません。

事故ですので、検証対象とはならないわけですがけれども、委員の皆様から予防という点で、区民の皆さんに周知をする必要があるのではないかと具体的なご意見が出されました。

この部会は、開かれないに越したことはない部会です。必要な場合には迅速に部会を開催して、的確な検証を行っていただければと思っております。

以上で報告を終わらせていただきます。

**遠藤委員長：**ありがとうございました。

保育部会はまだ開催されていないということで、3月に予定されているのですが、先ほども少し議論になりました、誰でも通園制度についていろいろなことが、今度上がってくるかと思っておりますので、また3月に開催された後に親会でもご報告させていただきたいと思っております。

それではご報告いただいた各部会の開催時状況につきまして、ご質問あるいはご意見等ございましたら、会場にいらっしゃる委員の皆様そしてオンラインでご出席の委員の皆様のご順番で、ご発言をお願いしたく存じます。

いかがでございましょうか。

**子育て支援課長：**本審議会は公開されておりますので、他の部会の皆様もその部会にあった個人が特定されるような内容や、具体的な事例の説明また質問については、お控えいただきますようお願いいたします。

**遠藤委員長：**いかがでございましょうか。

**佐賀委員：**先ほど保育園等の性的虐待の話と連動しているのですが、保育園等の保護者が性的虐待を受けた場合は、おそらく被措置児童等虐待ではなく検証して欲しいというクレームは絶対来ると思います。

他方、稲垣委員の子どもの権利擁護部会で基本的にやらなくてはいけないときに、子どもの権利擁護部会は原則非公開で、検討した内容を公開するわけにはいかないと思います。

それを公開するのあれば、公開するなりの義務付けをしていかなければならず、逆に

児童虐待死亡事例等検証部会であれば、検証結果を出すことができるということで、なぜ「文京区検証実施基準」に具備しないのか、このケースはなぜ子どもの権利擁護部会の検討だけでその後の検証をしてないというクレームが、保育園の利用者の保護者からある可能性がすごく高いと思っています。そういう意味だと本基準は、そういったその保育園における重大事態の調査について、どのような場合に児童虐待死亡事例等検証部会でしっかりと検証報告を出すというスキームがあるかをしっかりと明確にしておかないとおそらく、区としては不都合だから子どもの権利擁護部会で検討を終えたと話が出てくると思います。

今まで被措置児童等虐待の場合はなかなか保護者から、検証・検討した内容についてクレームが入ることはなかったと思うのですが、保育園、幼稚園ではそういうわけにはいかないかと思っています。

保護者からの声が届いたときに、この基準がしっかりと保護者を説得するだけの基準になっているかどうかは、今一度ご検討いただかないと、恣意的運用と言われ兼ねませんが、子どもの権利擁護部会で検討することは重要です。

ただ、保護者に対してのしっかりとした説明を行う手順としてこの基準が有効的に設定できているかどうかは、今一度、区のほうで検討いただかないと要らぬ争いになる可能性があるので、今後検討いただきたいと思っています。

**子育て支援課長：**ご提案ありがとうございます。

当然まずは、子どもの権利がしっかりと守れるかどうかというところが、子どもの権利擁護部会、それから死亡事例をもう絶対起こさないように再発防止をするのが児童虐待死亡事例等検証部会の大きな目的でございます。

ただ、委員からご指摘があった点は、この基準で言うと公開・非公開の関係もあって、なかなかこの保護者への説明責任が果たせない、疑念がぬぐえない観点というのも、確かに委員がおっしゃるとおりではありますので、東京都の事例や全国の事例など、他の自治体では先行している取り組みもいくつかございますので、委員のご提案を参考に保護者の方や住民にしっかりと説明責任を果たせるように、対応のほうは検討したいと考えております。

ありがとうございます。

**遠藤委員長：**大変貴重なご指摘ありがとうございます。

他にいかがでございましょうか。もし、ないようでしたら次の報告に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

最後に、「資料第7号」及び「資料第8号」について、関連する内容があるため、説明と質疑応答をまとめて行いたいと思います。児童相談所及び事務局から、資料の説明をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

**児童相談援助担当課長：**児童相談所の令和7年度上半期の運営状況について、ご説明をさせていただきます。

「資料第7号」をご覧ください。

まずは、資料の訂正をさせていただきたいと思います。資料3ページ目、別紙の一時保護児童のところのうち虐待相談での一時保護児童数の入所欄の一時保護施設の9月の数値が12名になっておりますが、13名ということで修正をお願いしたいと思います。

それではご説明に入りたいと思います。

1 ページ目をご覧ください。児童相談所の運営状況については、各種統計等を3 ページ以降の別紙に記載しておりますのでご確認ください。いずれの数値も本区の人口規模から考えると多い数であると考えております。

なお、資料記載以外の情報としては、虐待の通告の種別で心理的虐待が一番多くなっております。全体の半数以上を占めるという状況でございます。

続いて、別紙の3、虐待相談による一時保護児童数は67名ということで約7割を占めている状況でございます。

4 ページ目の8、警察機関との連携状況については、本区内には警察署が4署あることから現役警察官が派遣されていることが警察機関との連携上、とても重要なことだと考えております。

また、10月に実施しました警察機関との実務連絡会は大変有効な機会となりました。

それでは1 ページ目にお戻りください。

(2) のアの里親登録及び委託児童数については記載のとおりでございます。

令和8年度は資料記載の9月新規登録の他に、次回の里親部会には3組の新規登録希望者を提出予定となっております。

(3)、支援者支援の取り組み状況の表の一番下の欄、グループワークによる支援は、10月から開始をいたしまして12月には終了しております。

児童相談所の職員を各グループ3名から7名に分けまして、合計109名の職員が参加しました。参加職員からは大変よい評価を受けており、来年度以降も継続方向で検討しているところでございます。

(4)、DX 推進関係の子ども家庭支援センターとの常時接続会議システムと公用携帯電話については、十分に活用できておりまして、今やもうなくてはならないものになっております。専用タブレット端末については、来年度の本格導入前にモデル試行を行っている段階でございます。活用している職員からは業務効率化に繋がったという声がありました。現在試行の職員の感想や要望等を聞きながら、より大きな事務効率化につなげていくことを期待している状況でございます。

児童相談所運営状況の説明は以上になります。

**子育て支援課長：**続きまして「資料第8号」をご覧ください。

文京区子どもの意見表明等支援事業についてご説明をいたします。

まず、1番の事業の概要ですが、本事業は児童福祉法等の改正により法定化されたものでございまして、社会的養護が必要な児童相談所内にある一時保護所の子どもが自分の気持ちや考えを安心して大人に伝えられるよう支援することを目的として実施をするものでございます。

単に事情を聴き取るのではなく、意見を聴く、意見を表明する機会を子どもの権利として保障する仕組みとなっております。

区では児相と独立した立場から、子どもの最善の利益を守る体制とするもので、昨年の10月1日より事業を開始しております。

2番の実施体制でございます。

子ども家庭部子育て支援課が事務局となって、専門的な知識や技能を持つ方を委嘱しております。

(1) は子どもの意見表明等支援員ということで、弁護士の方10名、それから(2)として、児童福祉制度に精通したアドバイザー、意見表明等支援員や事務局に助言・指導を行うアドバイザー2名を配置しております。

この意見表明等支援員は弁護士の方 10 名ですけれども、記載のとおり国が定めているガイドラインに基づいて、文京区が主催をした研修を受講しております。

3 番、実施方法でございますけれども全部で 10 名おりますが、3 名 1 組になりまして、アドバイザーと一緒に月 2 回、一時保護所を訪問しております。

面接を希望する子どもとは個室で原則は 1 対 1、意見表明等支援員 1 人、子ども 1 人で話を聴くこととしております。希望が少ない場合も日によってありますけれども、生活スペースで一緒に遊んだり、話をしたりしながら子どもたちの信頼関係づくりを行っています。

アドバイザーは、意見表明等支援員の方が訪問活動中に生じた疑問や面接方法についての相談を受けて、事業の円滑な実施に努めております。

子どもから聴き取った気持ちや意見については子どもに確認の上、一時保護所に報告をして、その後一時保護所がどのような対応を取ったかについて、結果の報告を事務局が受けることとしております。

こうした取り組みを通じて、保護されている子ども一人一人が自分のことを自分で話せた、そういったように感じてもらえるようにするとともに、その声を今後の支援や環境改善にしっかりと反映していきたいと考えております。

4 番の実施状況でございますが、昨年 10 月から実施を開始いたしまして、訪問回数はこれまでに 5 回、意見表明等支援員は延べ人数で 15 人、それから面接を実施した延べ児童数は 18 名となっております。

1 枚おめくりをいただきまして、堅苦しいタイトルでありますので子どもたちには、より親しみを持っていただくことを目的に、意見表明等支援員の役割を象徴するイメージキャラクターの入った紙芝居を作成しております。

「チームあどぼん」と意見表明等支援員 10 人とアドバイザー 2 人、それから事務局をチーム制と呼んでおります。「チームあどぼん」のキャラクターは「あどこん」と「あどもん」と定めておりますけれども、そういったもの作成した紙芝居が別紙 1 となります。このようなものを一時保護所内で掲示をしたり、それから面接のときの話題づくりにしたり、緊張和らげることを目的に作成しております。

別紙 2 は、子どもたちに配布をする啓発用のリーフレットとなっております。

**遠藤委員長：**ありがとうございました。

今、ご説明いただいた内容につきまして、何かご質問あるいはご意見等ございましたら、ぜひご提示いただきたいと思いますと思いますが、会場にいらっしゃる委員の皆様そしてオンラインでご出席の委員の皆様のご順番で、ご発言をいただければと思います。

**川松委員：**ご説明ありがとうございました。

子どもの意見表明等支援事業についてです。毎回 3 名の方がいらっしゃって、個室で対応すると記載がされておりますけれども、毎回一時保護中の子どもたちへの説明はどのようにされているのか気になりました。その上で、一緒に時間を過ごしながら、面接希望があれば、個室でとなるのかと思うのですけれども、子どもたちに対する自己紹介というか、どのように子どもと関わりをつくっているのか気になりました。

2 つ目は、面接を実施した延べ児童数が 18 名となっておりますが、実際に意見表明がどのぐらいあったのか、もし分かれば教えていただけたらと思います。

3 つ目は、児童相談所の職員が十分理解して子どもたちにしっかりと説明できないと、生かされないと思いますし、子どもたちも意見を出してくれないと思いますので、児童

相談所職員に対する研修などはどうされているのか気になります。

4つ目として、意見表明等支援員の方が弁護士ですけれども、弁護士が悪いということではなくて、いろいろなスタンスで関わる立場の方がいらっしゃる方が大事かと思えます。年齢層もいろいろで学生がいてもいいと思えますし、男女比も含めて様々な関わりをしてもらえる人を、子どもが選べるといいと思うのですけれども、弁護士だけというものが少し気になるのですが、今後何らかの形で公募や社会福祉士会を通じてなど、拡大されるということはないのかという点について伺いたいと思えます。

**子育て支援課長：**ご説明ありがとうございます。

まず、月に2回、第1火曜日と第3金曜日に3名1組が、児童相談所一時保護所に訪問しております。開始のときに一時保護所のリビングに集まっていただいて、意見表明等支援員の3人の自己紹介をさせていただいております。

そこで、制度の仕組みやオリエンテーションなどについて、紙芝居を使用して私たち意見表明等支援員は、こういった役割であるというのを分かりやすく説明をさせていただいております。

当然子どもたちも入れ替わりますので、新規入所した子どもを中心にオリエンテーションを実施して、本当は子ども全員の声を聴くのがいいのですが、当然希望をしかりとって、児童相談所の一時保護所職員の協力も得ながら、なるべく多くの子どもから声をいただくようにさせていただいております。

それから、人数の内訳について現在確認中でございます。

児童相談所の職員研修については、児童相談所自体も意見表明等支援事業を把握しておりますけれども、アドバイザーという方が2名おまして、他自治体の意見表明等支援事業に関わって経験のあるアドバイザー2名を中心に研修等は12月に行い、児童相談所の職員もしっかり理解は深めさせていただいたところでございます。

弁護士に依頼した理由ですが、弁護士だけではなくて様々な見識を持った方が弁護士にも当然いらっしゃいますが、意見表明等支援員を弁護士だけにしているのは、都内で文京区だけで、他の自治体では例えば一般社団法人に委託することなどもあります。区としては今回、子ども家庭支援センターに関わっている弁護士もいらっしゃいますので、その方にご相談をして文京区はまず弁護士10名で始めようということで、開始したところでございます。

現在、順調に回っておりますけれども、当然弁護士だけでいいのかという議論もありますので、今回は弁護士に依頼をいたしました。意見表明等支援事業の意見表明等支援員をどういった方にやっていただいたほうがいいかというのは、今後の検討課題ということで、さらに対象を広げていくことも一つ考えていきたいと思っております。

**遠藤委員長：**川松委員、よろしく申し上げます。

**川松委員：**ご説明ありがとうございました。追加のご質問で、区内に児童養護施設はないと思いますが、里親への意見表明等支援事業の拡大は、今後どのように考えておられるのでしょうか。

**子育て支援課長：**里親につきまして、昨年10月から始めてまだ3ヶ月というところですので、まずは一時保護所でしっかりと子どもの声を意見表明等支援員が聴き取っていただくことに注力をしていきたいと思っております。

ただ、里親にも文京区の子どもが委託されていますので、意見表明等支援員は里親にいる子どもにも聴くことも職務となっていますので、来年度以降、聴いていく形で考えていきたいと思っています。

人数の内訳は10人の内、女性が6人で男性が4人となっております。

**遠藤委員長：**ありがとうございます。片倉委員よろしく申し上げます。

**片倉委員：**「資料第8号」の紙芝居の3ページ目の一番上の秘密を守るよというところは、子どもにとっても大事ですけれども、大人がそれをどう受けとめるかということが、難しくそこが上手くいかなければ子どもはまた何も言わなくなりますし、大人が子どもの秘密を聴いてどうするかということに、慣れていないと思います。

大人たちが子どもの意見表明に慣れてないというところで、川松委員もおっしゃっていましたが、児童相談所の一時保護所職員は子どもに近いため上手くそれを受けとめられたとしても、児童福祉司や児童心理司がどう受けとめるのかなど、児童相談所内でしっかり検討していただくことを期待しますし、私たちにその結果を教えていただけると嬉しいと思います。

**子育て支援課長：**ありがとうございます。本当に秘密を守ることは当然の責務でございますが、まず意見表明等支援員が意見をしっかりと聴くことは重要ですが、それと同様に子どもと信頼関係を構築することにすごく意見表明等支援員は、時間をかけて注力をしているところです。

この秘密を守らないで、子どもが言わないでということ仮に意見表明等支援員が児童相談所に言ってしまったら、一気に信頼関係が崩れてしまいますので、ここは一番重要ことであると意見表明等支援員も理解はしているところでございます。

**片倉委員：**そこまではできるのですけれども、どうしても大人が必要だと考えたことや、命や身体を守るためにやらなければならないことを、どのように子どもと大人が話し合っていくのか、子どもに理解してもらえるのか、大人同士がどう理解するのかというのは、意見表明等支援事業のとても大事なところのような気がして、是非どのように現場でやって理解が広がったのか、そういうことを教えていただけると嬉しいと思います。よろしく申し上げます。

**子育て支援課長：**ありがとうございます。まだ、10月から始まって3ヶ月でございます。意見表明等支援員10名もちょうど一巡をしたところでございますので、どういった運営状況になったか、どういう子どもたちと信頼関係を築いたか、どんな苦労があったかなどを、また別の機会に時間を設けさせてフィードバックさせていただければと思います。

**遠藤委員長：**稲垣委員、よろしく申し上げます。

**稲垣委員：**今すごく大切な議論があったと思っています。子どもの声を聴くときに、多様なツールがあるというのは、子どもにも選択肢があっていいことですが、ただこの意見表明に関しては、ひとつ基本的なルールがあると私は認識しています。

それは子どもの思いや意見を翻訳しないことで、ありのまま子どもが言っているとおりに伝えることが基本となります。多様なツールがあると子どもたちはいろいろな表現

ができるチャンスは出てくるのですが、その多様なツールの側にいる人たちが、この基本原則を理解した上で話を聴けるか、子どもの語りを適切に次に伝えられるかというところは、やや危ういかと思います。

各自治体で様々な意見表明等支援員の方たちが訪問して、いろいろな事例を拝見していただけますけれども、やはりやや翻訳をしてしまうということが起きていますので、文京区の取り組みとして最初は慎重に少しずつ事業を拡大、多様化していくことは、私は妥当な歩みだと思っています。

また、とても大切な議論だと思った秘密の取り扱いで、専門の委員がたくさんいらっしゃいますが、児童虐待を体験している子どもたちは、本当は気持ちを伝えたいけれどもそれを言ってしまったら親を裏切ることになるので、虐待対応として制度が動き出すような意見表明はしたくないと心配します。けれども、「今の私の思いは聴いて欲しい」ので信頼できる人に話します。

しかし、聴いた側が子どもの権利を子どもにとっては受動的な権利擁護（大人の責任）で考えたときには、やはり秘密として閉じておくことができない事案だったときには、開いてサービスにのせて、子どもの権利を守っていかなければいけないです。

能動的権利擁護と受動的権利擁護のずれみたいなどころはどうしても起きてくることだと思うのですが、是非この事業を通じて、子どもの声を聴くだけではなく、意見表明の主体である子どもたちを主体として育てていくことができるように、ただ聴くだけではなくて、なぜ自分たちは意見を言っているのか、言えるのか、もう少し具体的に子どもの権利について伝える機会というのは、併せて持っていただくことこの事業がより有効に展開するのではないかと思います。

**子育て支援課長：**ありがとうございます。よかれと思って翻訳をしてしまうこと、あとは、本当にありのまま伝えていただきたいですし、意見表明等支援員はこうだろうと思って誘導することなどは、ないようにというところは支援の役割でございますので、今日、稲垣委員や他の委員からいただいた様々な意見については、意見表明等支援員の皆様にもしっかり共有して、より良い事業になるように構築して参りたいと考えております。

**遠藤委員長：**他にいかがでございましょうか。佐賀委員、よろしく願いいたします。

**佐賀委員：**翻訳についてですが、「資料第8号」の事業の概要の中で、子どもの最善の利益を保障するという記載がありますが、実際はイギリスのアドボケイトの国家基準であるアドボケータは、子どもの最善の利益の意見を述べてはならないということが明確に禁止されています。子どもの言いたいことを指示どおりにしか伝えてはいけないことになっています。秘密を守ることに以上、子どもの指示どおりに子どもが言った言葉をそのまま伝えることが責務になっていますので、それを忠実に守ろうとしたときに子どもの最善の利益を考えてはいけないことが明確な部分にならなければいけないと思います。

加えて、それでも最善の利益を図らなくてはいけないときには、子どもの意向に反して、意見を行政側に伝えることができることがありまして、そのときどういうことをしなくてはいけないかという、まず子どもに説明し、どういう理由でこれを説明するか調書を作成し、調書の内容を子どもに説明した上で、どういった内容まで伝えるということまで、書面化した上で伝えなくてはいけないということになっています。

逆に言えば、子どもはこのような調書が作成されない限りは、自分が言ったことを言ったとおりに、そのまま伝えてくれることは保障されるという安心感が初めて生まれる

ところまで徹底されています。

今回、「チームあどぼん」を見させていただいて、「言った思いを伝えるお手伝いをするよ」のところがほんわりしているかと思って、ここはやはり自分が言いたいことを言ったとおりにそのまま伝えるということ、まずは約束していただかないと子どもがどのように伝わるのか不安に思ってしまうのではないかという意味では再度ご検討いただきたいと思います。それは出来ている前提として、秘密が守られることは当然ということになります。

その子どもが言ったことがそのまま伝えられるということを保障することが、子どもの意見表明等支援事業になりますので、これは子どもの最善の利益をそのまま保障することに繋がらなくてもそれをやるということに子どもの意見表明権の意義があることを再認識していただかないと思いました。先ほどの翻訳の話と被るのですけれども、そこが少し曖昧なので翻訳になるのかと思います。

**子育て支援課長：**ご意見ありがとうございます。意見表明等支援員、アドバイザー及び事務局で他の自治体の事例を参考にしながら、紙芝居を作成してより分かりやすく、子どもたちにも児童相談所の職員にも伝わるように作成したのですが、委員からいただいた意見についても参考に今後改善を図っていきたくと考えております。

先ほどいただいた質問で意見の数やその内容について確認取れましたので、簡単に触れさせていただきますと、意見の数は15件程度でいろいろな意見がありますけれども、例えば「早くおうちに帰りたい」、「担当の福祉司ともう少し話をしたい」、あとは「児童相談所でやったクリスマス会のイベントがすごく楽しかった」などそういった意見等をたくさんいただいているところでございます。そういった意見は、意見表明等支援員10人とアドバイザーと共有をさせていただいています。

**遠藤委員長：**ありがとうございます。他にいかがでございましょう。高櫻委員よろしくお願ひします。

**高櫻委員：**とても大事な事業だと思っています。その一方で、おそらく年齢も様々だと思ひますので意見を表明できる、面接をするということはある程度、言語的なやり取りができる子どもであって、紙芝居もルビを振ってはいいただひているのですが、やはり就学前の子どもにとっては難しい部分があるかと思ひます。

資料にもたくさん遊んでいただひてあると書いてあるのですが、面接前の段階でも何かキャッチできるような関係を子どもと深めていただひき、年齢が低い子どもの意見も丁寧に聴き取っていくかを工夫していただひきたいと思ひています。

**遠藤委員長：**ありがとうございます。横堀委員よろしくお願ひいたします。

**横堀委員：**私も「資料第8号」の意見表明等支援事業について、一言意見をお伝えしたいと思ひます。

子どもの立場から考えてみますと、一時保護所でこの貴重なアドボカシーの事業に出会って、子どもは、何でも我慢するのではなくて、思っていることを聴いてもらうことをしていいという体験をするわけです。そうした体験を経て、例えば家庭に帰ったり、施設措置で施設に行ったり、里親家庭に措置になったりする体験の中で、子ども自身がその後も、「チームあどぼん」に気持ちを聴きに来てもらいたいと思ひるときもあると思ひ

います。

ひとまず、アドボカシーの活動を児童相談所の一時保護所から丁寧に始めていることには大賛成です。一方、子どもにとってそうした体験がどう根付いていくかを考えたときに、以後のあり方をいろいろ考えて工夫を重ねていく必要があるだろうと感じております。児童福祉施設への措置を考えますと、区外の社会的資源である東京都内全域への措置、たとえば里親への委託も区内の里親だけではないということも生じるだろうと思えます。施設側からするといろいろな自治体や児童相談所と繋がっている中で、アドボカシーの取り組みが異なることもあり、同じ施設の子どもについてのアドボカシーの取り組みであってもそれぞれどうしようかなど、いろいろな状況があると思えます。そこで、いろいろな関係者の声を総合的に聞いて事業を育てていただきたいと思えます。これはお願いを含めての意見でございます。

**遠藤委員長：**ありがとうございました。

**子育て支援課長：**様々ご意見ありがとうございました。

なかなか言葉に表すのが難しいような年齢の未就学児も当然いらっしゃいますので、いきなり例えばその意見を聴くところから当然入っておりません。

アドバイザーからも適切なアドバイスを受けており、まずは関係性を構築するところから始めていますので、例えば意見表明等支援員と子どもで横並びになって折り紙をやったり、スケッチブックに絵を描いたりとそういったところから始まっていて、そこで出た言葉も当然拾って、報告書に書いていただいております。本審議会の場でもそういったご提案がいただいたことについては、意見表明等支援員の方にも共有をさせていただきたいと思えます。

この事業についても繰り返し申し上げますが、まだ3ヶ月足らずで文京区として始めた取り組みでございますので、委員からもいただいた意見をすべて踏まえて、しっかりといい事業に育てていきたいと考えております。

**遠藤委員長：**古川（大）委員お願いします。

**古川（大）委員：**専門分野ではないのですが、意見表明等支援員の方は児童相談所のコントロール下にあるのか、それとも別の方なのでしょう。

**子育て支援課長：**別の方です。

**古川（大）委員：**そうすると、3ヶ月ぐらいで18名で10名体制でやっている中で、内容というよりは、もっと機会の確保のほうに重点を置かないと、スループットが上がらないと感じてしまったのですが、効率性を上げていかないとということです。その点はどのような取り組みをされているのでしょうか。

**子育て支援課長：**それは今の回数をもっと増やしたほうがいいかということでしょうか。

**古川（大）委員：**単純にかけてるコストに対して、効果が見合っているかという観点で気になりました。

**子育て支援課長：**ご提案ありがとうございます。10人が3人1組となって、当然意見表明等支援員も他の業務もありますので、アドバイザーの方とも協議をしながら10人ぐらいが、このペースでいきますと大体2月に1回ぐらい1人の意見表明等支援員が回ってくる形になるのですが、これぐらいのペースでやるのがいいのかというところで、10月から始めさせていただいたところです。

月2回という間隔でいいのかどうか、これで始めましたが、そういったこともアドバイザーの意見、それから本審議会でもいただいた意見も踏まえながら、令和7年度はこのペースでやらせていただこうと考えていますけれども、令和8年度以降、回数や人数については、また検討課題とさせていただきたいと思っております。

**古川（大）委員：**一義的には、児童相談所の方々が聴く内容だと私は思っておりまして、コントロール下でない第三者が別で聴くことは、彼らには言いにくいことなどそういった話が聴ける機会の確保のためにこの事業があると思えます。

普段関係性がない方々がいきなり来て、何をするのかという話のように見えてしまいます。目的が少し違って、児童相談所の普段よく見ていただいている方々との関係性や意見を聴くなど同じ支援の仕方をして意味ないと思えます。

その位置付けをしっかりと第三者という意味合いでやられているのかどうかと、専門家にしてコストをかけて予算としてどうなのか、民間ですと止めているのではないかとそれぐらいのスループットかと思っております。内容の前にもっと当たって砕けろということで、数を増やしていかないと本当の価値が上がっていかないと思いました。

**子育て支援課長：**法定化されている事業でございますので、当然やめるわけにはいかないのですが、委員からご指摘があったとおり、なかなか意見表明等支援員10人が一時保護所に行くペースが2ヶ月に1回で、一時保護所の子どもが基本的には2ヶ月までしかいることが出来ないため、1回会って次回は会えないことも当然あります。そのため、関係性が積み上がっていかなくて、なかなか意見を引き出すのが難しいという意見表明等支援員の声もいただいているところです。

ただし、我々も経験のあるアドバイザーや他自治体の事例も踏まえて、1か月に2回というペースで進めたところでございます。やってみて3ヶ月、いろいろな課題もあり、委員からいただいたご意見もございますので、今後の課題とさせていただきたいと思っております。よりしっかり子どもから聴けるような仕組みはどのようなものなのかは、今手探りでやっているところでございますので、引き続き、皆様からもご意見賜りたいと思っております。

**遠藤委員長：**ありがとうございます。山崎委員、よろしく申し上げます。

**山崎委員：**今日、児童相談所を見学させていただいて、大変勉強にもなりまして、今の話の子どもたちの意見を聴いていくことは大変いいことであって、当然継続していただきたいという思いがあります。

ただし、今日児童相談所を見学し、相談室がたくさんあり非常に綺麗で、照明も全部白熱色の色で、少し緊張してしまうような空間が非常に多かった印象があります。もう少し相談室で、例えば緑がもっとあったり、外が見れたりなどもっと安らげるような空間がもう少しあったほうが子どもたちにもいいのかと思いました。

また、どうしても小さい子どもは、淀みの空間のようなあまり綺麗な部屋ばかりでな

くて隠れ家があったりなど、そこで相談員と少しこそこそ話をしたりといった場所があればいいと、この話を聞いて思ったところでございます。

次の一步として、例えばもう少し緑を増やすことや照明の色を変えるなど、何か親しみやすいような空間づくりが、児童相談所でできればいろいろな子どもたちの意見をもっと聴きやすくなると思いました。

**遠藤委員長：**児童相談副所長、よろしく申し上げます。

**児童相談所副所長：**今の児童相談所一時保護所のいわゆる施設、環境面というところでは、文京区も今年度から開設いたしまして、他の児童相談所を参考にさせていただき視察を重ねたところですが、そこから工夫をいたしましたのは、一つはいわゆる一時保護所も含めてですが、なるべく木目（もくめ）調の木材を取り入れた環境で、少し話がゆっくりできるような環境に整えられたらという形のコンセプトを取り入れております。

委員がおっしゃっていただいた、施設の中で安らぎが得られることも大事であると考えております。特に、参考にさせていただきたいと思ったことが、緑がもう少しあったらどうかというところ、私ども限られた面積の中で、非常にコンパクトな児童相談所ありますので、その中でも、例えば照明の工夫など、ほっとできる部分が、保護者の方は、児童相談所に自分の家庭のことをお話しする場所でありまして、一時保護された児童は本当に一日中過ごす場所というところもありますので、私ども持ち帰らせていただきながら、さらによりよい空間づくりをさせていただきたいと思っております。

**遠藤委員長：**子育て支援課長よろしくお願いたします。

**子育て支援課長：**児童相談所副所長から話のとおり、やはり緊張状態だとなかなか子どもが言いたいことも当然言えないので、緊張が和らぐ仕組みについてはハード面やソフト面も含めてこれからも検討していきたいと考えております。

**遠藤委員長：**ありがとうございます。稲垣委員、よろしくお願いたします。

**稲垣委員：**先ほど児童相談所が意見を聴けばいいのではないかという話もあったと思いますが、これは長らく議論をされてきて、児童相談所は当然子どもの権利を守る最前線の機関ではあるのですが、当事者の子どもにとってはひとつのパワーのため、そこに対する子どもたちの遠慮や萎縮などは当然起きてきます。児童相談所以外のところの専門性によって子どもの権利というのを守っていくという仕組みを、これまで我々福祉関係者の間で、日本だけではなく世界的にも議論を重ねてきて、創ってきた制度であることをひとつご理解いただければ幸いです。

コストに合わないことは、社会福祉業界長年の課題ですが、そうは言ってはられないので、ご意見は真摯に受け止めて、いろいろなところで見直せばと思えます。

**児童相談所副所長：**各委員から意見表明等支援事業について、ご意見等々いただいたところで、私ども児童相談所については、先ほどの空間的な整備とともに、今回、令和7年度に児童相談所が開設するほぼ同じ時期に、国においてこの意見表明等支援事業が導入されているというところもありまして、説明申し上げた子育て支援課長と私どものほうでも、様々な準備や議論をしてきたところでありましたが、児童相談所を既に設置して

いる自治体から、様々な話を聞いたり、視察をしたりというようなところで、少しお話をさせていただき、ご参考になればと思います。

一つ目は、「研修はどうなっていますか」という話があったのですが、職員がまず意見表明支援事業の意義や、子どもの権利とはどういうものかということ、これは特にベテラン職員勢も、若手職員も本区には様々いますが、年代にかかわらず、それはまたそれぞれの職員にも自分が習った自分のいわば「師匠」というような先輩がおりまして、その師匠から習ってきたことに大きく影響を受け、ともすればその内容を墨守することがとても大事だと考えている職員もいるところ、何で自分たちの代になってから、意見表明支援事業なるものを導入するのだろうという意見も、正直持っている職員もいるということを他自治体においてもよく言われています。

裏返すと、職員たちはこれまでもそれぐらいしっかりと誇りを持って業務をやっている、「私は子どもの専門職のため、そこはお任せください」というようなご意見があるやに聞いて、委員からの様々な話があったように、「子どもの意見表明について、あえて何で外部の方がいらっしゃるのだろうか」というところを所内でまず考えていくところで、職員たちはそういった意味で身が硬くなるといいますか、職員の私たちのほうが「もしかしたら、子どもを通して評価されたりするのにつながるのだろうか、あるいは何か見張られているのか」というような意味を取ってしまう職員もいます。

一方で、そうではないというところ、一時保護所などはどうしても限られた、比較的開かれていない施設とならざるを得ないため、どうしても職員と子どもの関係性が一対一になりやすいところもあるものですから、我々職員がよかれと思ってやっていることが、果たして、本当に子どもにとって全部良いものになっているかどうかというところを点検する必要もあり、我々児童相談所が、所長を中心に職員へお話しているのは、私たちは職員として意見聴取をまずしっかりと実施しなければいけないという前提のところの一つあって、まず私たちが子どもたちにとって安全な環境や安心な環境を前提として提供できないと、その先の子どもの意見の表明はまず期待できないというところなんです。

二つ目は、文京区の特性的の一つかもしれないのですが、子どもたちが大人に対して、「いい子である」ことを演じることにとても上手になっている特徴が見られるところです。

子どもが「ここの部分では、こう答えるのが多分正解である」と思って話しているのは、我々児童相談職員に対しても同じ傾向があります。それはずっと家庭でそのような対応を取ってきたのであろうというところもうかがい知れるのですが、一時保護所で段々と子どもに対していろいろな話や生活をしていくと、「ここは自分が鎧を纏って話さなくてもいいのではないかと子どもたちが感じ、自分の本音がどんどん出てくるというところになって、委員の方から話があったように意見表明として、あくまでも「あなたの気持ちを聴かせて」と寄り添う、その中でも先ほどの委員からのお話で大変私も勉強になったのが、「言ったとおりにそのまま伝えるから言ってもいいし、でも言いたくなければ、言わなくてもいい」という選択が、子どもたちができるというようなところ、まさに今試行錯誤しているところですが、まずその土台づくりの安定感や安心感があって、意見表明があるということと、それを私たちは開設とともに、意見表明支援も併せて同時に実施しているので、まだ多少なじませる必要があります、私どもの体制として、まだまだこの勉強しなければならないところはあるのですが、そこは子育て支援課とともに、今進めているというところのご参考になればというお話でございます。

遠藤委員長：ありがとうございました。古川（大）委員よろしくお願いたします。

古川（大）委員：レポートラインは、どうなっているのでしょうか。

児童相談所は区が直轄だと思いますが、意見表明等支援員の方は誰に報告するのでしょうか。

子育て支援課長：子育て支援課にご報告いただいております。

古川（大）委員：子育て支援課で、2つの別の観点で見るという2つの組織があるわけですね。児童相談所だけであると少しパワーが強いから、別の観点で話を聴ける人を設置しようということがこの意見表明等支援事業で、やはり数を増やさないと話にならないと思います。実施していますという建て付けた感じがします。当然区民に対するこういった場で意見交換というのは意味があるかもしれないのですが、実態として機能させるのであればもう少し数を増やさないと意味がないかと感じました。

子育て支援課長：月2回が適切かどうかは何度も申し上げて恐縮ですが、まだ3ヶ月と始めたばかりですので、開催頻度を増やしたほうがいいのかどうかについては、今後検討させていただきたいと考えております。

遠藤委員長：ありがとうございます。オンラインでご参加の上鹿渡委員、よろしくお願いたします。

上鹿渡委員：今の話とも少し関連するのですが、子どもから見たときに月に2回というところで、大体の子どもは少なくとも1回はチャンスがあるというぐらいの期間でしょうか。1回か2回ぐらいのチャンスかと思ったのですがけれども、一時保護中の期間に結局次が早く決まって、全然機会がなくて次のところに行ったり、家庭に戻った子どもがいたのか、お聞きしたいと思いました。

子育て支援課長：ご意見ありがとうございます。月2回ですので、その子どもの滞在期間によりますけれども、仮に2ヶ月いると4回程度、意見表明等支援員に話をする機会はあると思っています。

ただ、区では意見表明等支援事業を火曜日と金曜日の月2回になっておりますけれども、日にちを決めないで例えば子どもからこの日に来て欲しいといったときに、意見表明等支援員と調整して決めた日だけではなくてそれ以外の日に訪問することも可能でございます。

来年度以降は開催回数を増やすことについて実施できるかどうか検討していきたいと考えております。

上鹿渡委員：ありがとうございます。恐らくすぐには言えない子どももたくさんいて、そういうことをやっているということ自体に驚く子どもや、何をしようとしているかわからないという子もいるかもしれません。一時保護所には2ヶ月いるとなるとその間には、自分では言えない子どもが、時々言えている子どもから終わった後に、このような感じで話を聴いてくれたなど話を聞けると、それが実は大事な経験になると思います。そのような中で自分の声を聴いてもらえることが分かり、もしかしたら例えば里親に委託さ

れた場合、先ほど横堀委員もおっしゃっていましたが、そこで例えば同じ人が来てくれらすごいいと思いますけれど、同じ人ではなくてもそういう役割で人が来ると分かったら、少し言ってみようかと思えるかもしれません。こういうことは引き続き言っていることなのだと思いますところが安心感につながるかもしれませんが、一時保護中に言わない子であっても、そういうことが可能だと分かるだけでもとても効果や意味があることだと思います。

回数については、事前に告知する形で毎週何曜日に誰が行きますといったことを書いているのでしょうか。当日急に紙芝居で面接しますと言われるよりも、前もって意見表明等支援員が来ることが分かっている準備できれば、実際何回か周りの様子を見てから自分も話してみようかということもあるので、事前に分かるような仕組みがあると、回数が少なくても子どもにとってはいろいろなことを考えてもらったり、これまで経験したことがないことだと思いますので、それを一時保護中に分かってもらい、先ほど言ったことに繋がっていく形が出来ればいいと思いました。

最後に質問ですが、「資料第7号」の2ページに、DX 推進施策の子ども家庭支援センターとの緊急受理会議の常時接続テレビが、もうなくてはならないものになっているというお話がありました。最初にこれについてお聞きしたときに、素晴らしいシステムが入ると思いましたが、実際使い出したら、なくてはならないものになっているということで、具体的に例えばどのようなときに、このテレビがあって助かったのか、絶対必要であるということが何かありましたら教えていただきたいと思いました。

**子育て支援課長：**ご提案ありがとうございます。開催回数については今後、様々な委員の皆様から意見をいただきましたので、工夫はしていきたいと考えております。

当然訪問日については事前に告知はしておりますけれども、希望した子どもだけに、意見表明等支援員が面接をしている仕組みにしておりまして、これからは入所した子どもは一時保護所の滞在期間に限らず、必ず1回は意見表明等支援員と話ができるような仕組みに切り換えていきたいというところは今考えております。

**児童相談所長：**意見表明等支援事業だけが、児童相談所の頼りではない状況を今耕しているところで、児童相談所の一時保護所には、意見箱も居室に置いています。いつでもどこでも意見を出せて、一時保護所の職員以外が回収しているため、誰の部屋で投函されたか分からない仕組みをとっています。その中には、「早く家に帰りたい」ということもあれば、「あれ食べたい、これ食べたい」という日常的な要望もあります。それを一つ一つ、宛先は所長に答えて欲しいというものについては私が児童と面接をします。

また、一時保護所自体にも月に1回の「子ども会議」という茶話会ですが、お菓子を食べながら、いろいろな意見を出し合って、「子どもサミット」という職員も入れた会議に出してみようといったことも、実施したりなど様々な仕組みの中で意見表明も入ってきているといったところで、子どもたちができるだけこれからも使い分けてくれたら本当にいいと思っております。

意見表明等支援員から報告される意見は一時保護所への不満というのはあまり出なかったです。出てくるのは担当児童福祉司に対する意見が結構多くて、「もっと会いに来て欲しい」、「親もっと早く調整して欲しい」など、そのような意見が意見表明等支援員の方からも出てきているため、いろいろなアンテナを我々も張りながら児童の意見聴取、あるいは意見表明を大事に取り組んでいきたいと思っています。回数的にこれまでに以上に増えていくと、これらのシステムが回るかどうか、なかなか難しいところもあ

るため、その辺は慎重に判断をしたいけれども、いろいろと児童の話を聞いていきたい  
思いです。

**児童相談援助担当課長：**常時接続会議システムの効用ということで具体的にお話ありが  
とうございます。

まずは、子ども家庭支援センターと児童相談所の場所が離れていますので、会議シ  
ステムが使われることによってその物理的な距離が縮まったというところ  
です。例えば虐待通告があれば、すぐに子ども家庭支援センターに連絡する、あるいは子ども家庭支援  
センターに入った虐待通告であれば児童相談所に連絡が来て、これから緊急受理会議を  
するという事で職員がその前に集まってきて行きます。大切なことは、同じ報告を皆  
が同時に聞くことができることです。その中で一緒に議論をして、支援方針やアセス  
メントを検討することができるすごく有効なシステムであると感じております。

**遠藤委員長：**ありがとうございました。藤岡副委員長からお願いいたします。

**藤岡副委員長：**ありがとうございます。私からは、支援者支援のことを取り上げていた  
いておりまして、この会議でも発言させていただいた中で、担当部署もつくっていただ  
いて、感謝申し上げるとともにエールを送りたいと思っております。

簡潔に3つの視点に絞って現状や様子等をお聞きできればと思っております。

まず、1つ目はかなり理念高く始めていただいていると思うのですが、担当の職員  
の方々は非常にご苦労されているのではと思っております。職場の仕事をしている中で抜  
けて相談に行くようなこともあるので、かなり上司の方の理解が必要です。それから相  
談したことが、職員間でもあるので守秘がしっかり守られているのかという不安感を抱  
くこともあり、実際に支援している方々もすごくご苦労されているところではと思  
っております。それから、意外と時間は5分か10分ぐらい、大変な保護者と会ってきた後、  
少し一息、大変だったということ所内だけではなくて、立場が違う人に話をするとい  
うことで、気持ちが回復するというところもあるかと思うので、その辺りの実際のところ  
を少しお聞きできればということが1つ目でございます。

2つ目が、受ける側からしますと、支援者として頑張っている人ほど、自分自身が弱  
音を見せたくない、ためらいなど支援を受けることそのものへの抵抗感というところが  
かつて自分が自分だけで頑張ってきた、それから弱音を見せないというところで、最近  
は支援力を支える「受援力」ということで、支援を受ける方々の受援というものが、さ  
らに意識化されるといいかと思っております。その中で、意外とその「受援力」とい  
うものが、相手の方には求めている割には支援者の方が自分の「受援力」をなかなか発  
揮できないということになるかと思っております。その中で、さりげなく支援が受けら  
れる仕組みとして、例えば、バーンアウトリスクや共感疲労などの自己チェックを、さり  
げなく組織として活用することで自分の気付かないところを気付いていけるようなき  
っかけみたいなものもあるかと思うのですけれども、その辺りを導入されているかどう  
か、あるいはその考えのところが2点目です。

3点目は、本当に先駆的と言っていいかと思うのですけれども、支援者支援を打ち出  
していくことが、例えば区内の異動のときの説明やそれから採用のときに、本区の児  
童相談所は支援者支援に力を入れていることが、非常に受ける方々にとってアピ  
ールになっていくことになり、いわゆる職員採用や職員異動についても、支援者  
支援は力を発揮することを最近実感しております。

**児童相談援助担当課長：**ありがとうございます。藤岡副委員長とはいろいろとご相談させていただきながら、この取り組みを行っている部分もあります。私たち管理職がこの支援者支援の担当者と定期的にミーティングを開きながら、この先どうやっていこうかというところは確認をしておりますため、管理職の理解はございます。

それから5分、10分の短い相談も、やっていることもありますので、係長クラスの職員も理解をしております。所内の全体会議などでもこのようなことをやりますということを周知したり、それについて所長以下の管理職が後押しするようなコメントをしながら、児童相談所全体の取り組みになっていくようにしているという形です。

「受援力」の話がありましたけれども、これは本当に大きな課題だと思います。ベテランになればなるほど、今まで苦労してきたことがあり、そのような世代が育ってきたときは、支援者支援という考え方が特になく、自然にやられているところはあったと思いますが、「自分が助けてもらってもいいのだろうか」というような思いやプライド、引っ張っていかなければいけないリーダーシップなど、そういったいろいろな気持ちがあると思いますので、少しずつその辺をほぐしながらいろいろな体験してもらえればいかと考えております。

3点目については副所長からお願いいたします。

**児童相談所副所長：**担当課長からの話について補足するとともに、今後に向けてというところでございますけれども、担当課長が申し上げたとおりのところで、非常に児童相談所を始めてみて改めて感じることは、児童福祉司や児童心理司、一時保護所職員等々が、非常に高度な個人情報を扱っていることをとても強く自覚していること、それから児童相談所の権限が大変に強く、その職員の一言で子どもの今後が全部変わってしまう可能性があるということを、児童相談所が始まった当初は、もう一目散にみんなダッシュして走ってききましたが、自分が走っている道は、実はそこは大きな道路ではなくて、本当に細い「つり橋」みたいなところをすごいスピードで走っていたことを、職員が自分で気付き始めたときに、冷や汗をかいてしまうところがあるというところを、私ども設計する側の管理職もそこを想定した上で、これから何ができるのかというような部分、それは児童相談所の話は、児童相談所以外の職員にも打ち明けられる話も限られており、そこは担当課長が申し上げたとおり、所内の会議等々あるいは一対一の打ち合わせのところで、職員に対して、今はどうかというような話を取り入れていくところが重要ではないかと考えております。

どうしてもベテラン層の職員ほど、「これぐらいの仕事が一人でできて一人前だ」という教えをかつて自分も受けていた、そこも非常に大きいのと、逆に20代や30代の職員は、そのように今まで育っていないので、どのようにやったら一人前と言えるのかというモデルを見せないといけない。それは児童相談所だけではなく、福祉職全体におよぶことですが、その点が離職にも繋がらないようにしないといけない。

そうした配慮をなくして「私には向いてない、ここは私の職場ではない」とならないように、いわゆる職場においてフォーマルとインフォーマルの2つの領域があったとしますと、今私どもで考えている「セミフォーマル」や、「セミインフォーマル」の領域があるのではないかとこのところを考えておまして、そこで、何気なく職員から語られることが救われることもあるというようなところをもって、今後この取り組みが、委員おっしゃっていただいた今後の異動や採用の展望に向けて、非常に困難を伴う職場ではあるのだけれども、非常に勉強になることと、しっかりと自分が支援を受けられるこ

とを、堂々と言えるというような職場づくりを今後も進めて参りたいと考えております。

**遠藤委員長：**誠にありがとうございました。もう終了時間が近づいて参りました。

本日は本当に多岐に渡る議論をいただきまして、誠にありがとうございます。視点が広範囲に渡っているかと思ひまして、一つにまとめていくことが大変なことであると思うところがございます。

特に意見表明に関しては、やはり立場の違いを越えて、それがどういうものであるか、どういう意味を持っているかということに関してやはりコンセンサス、共通理解を形成していかないと、なかなか子ども側から人によって、いってみれば違うという状況での不信感に繋がるかと思ひますので、その辺りはしっかりと今後対応していただければと思います。同時に、意見というのがもちろん言葉で表明されたものが前提かと思ひますけれども、やはり言葉にならないような意見というのも当然あって、特に低年齢の子どもに関して言えば、そういうことをどのようにすくっていくのかも検討していく必要があるかと思ひました。

本日の議題として、予定してるものについては、すべて終了いたしました。最後に、事務局から今後につきまして、連絡事項お願いいたします。

**子育て支援課長：**皆様熱心なご議論、大変ありがとうございました。令和8年度の会議日程につきましては、後日、日程調整のご依頼をさせていただきますので、ご対応よろしくをお願いいたします。

本日の報酬につきましては2月10日までに、ご指定の口座に着金するようお支払いをさせていただきます。

また本日の議事録につきましては内容ご確認をいただくため、各委員には後日、議事録を送付させていただきますので、そちらも併せてご確認のほどよろしくをお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

**遠藤委員長：**ありがとうございました。特に他になければ、本日の審議会はこれで終了とさせていただきます。長時間にわたり、活発なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。これをもちまして、閉じさせていただきます。

以上